平成２５年（フ）第２５６号
佐賀県佐賀市鬼丸町７番18号、前住所佐賀県鳥栖市真木町1970番地５　グランドセレブ真木102
債務者　築山世喜子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
佐賀県佐賀市高木瀬東５丁目20番１号
債務者　筒井　　豪
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅９棟３号
債務者　稲田久美子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４１号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2557番地114
債務者　山本　省三
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
秋田市広面字家ノ下65番地２　アパートメントキャンパス205号
債務者　日景　丈晃
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
山形県新庄市金沢807番地の７　佐藤アパート
債務者　桐　　清明
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１１６号
茨城県牛久市刈谷町４丁目226番地　コーポ静102
債務者　早坂恵美子（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
茨城県守谷市松ケ丘５丁目28番地１　ハイツパークサイドＦ―201、前住所茨城県つくばみらい市絹の台５丁目25番地４
債務者　小野つや子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
茨城県龍ケ崎市出し山町23番地　マイルーム竜ケ崎110号室
債務者　荒巻　修介
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
茨城県取手市取手３丁目７番31号
債務者　小川　チヨ
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
茨城県龍ケ崎市4945番地６
債務者　川島　正留
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野1046番地
債務者　大塚　裕未（旧姓栗下）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
長野県須坂市大字亀倉61番地ハ号地
債務者　羽生田秋彦
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３０２号
大阪府豊中市庄内西町３丁目10番15―702号
債務者　與儀　敏美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０１５号
大阪市生野区巽南２丁目９番27―510号
債務者　小倉　圭史
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１７号
大阪市平野区長吉六反５丁目１番39―501号
債務者　福原　健一
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４７号
大阪市生野区巽南１丁目12番５―502号
債務者　津守　紀彦
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部